

河川整備計画進捗(調査・検討、実施)に係る委員からの意見

1. 寺田会長、榊屋代理から

※追加で報告を求めたい項目のみ、削除要請なし

委員名	項目	コメント等
寺田会長	利水-1、2(実施)	(8/18 11:00～ 事務所を訪問し打合せ) 利水に関しては、榊屋代理が調査・検討に係わる項目を指摘しているが、実施分を説明頂く方が良い
榊屋代理	治水(調査・検討)関連から適宜	(8/11 余野川ダムSWG終了後に打合せ) 堤防補強関係の調査を注視する必要がある。 ダム関係の報告も部会であって良いのではないか
	利水(調査・検討)関連から適宜	精査状況が気になる

2. 委員から

※榊屋代理の意向を受け、淀川部会の全委員に8月10日河川管理者より提供頂いた表に基づき、意向を収集(8/17締め切り)

※意見は、追加で報告を求めたい項目のみ、削除要請はなし

※18日の寺田部会長との打合せの結果、以下の要望については、25日の部会で報告するにとどめ(時間もないので)、河川管理者からの説明については、次回以降の部会で調整を図ることにしたいとの意向。

①調査・検討

委員名	項目	コメント等
有馬委員	環境-45、46 河川の水質保全対策	部分運用モニタリング、潮間底生動物調査ともに内容の説明が欲しい。
	治水-3⑤ 非常用資器材の備蓄	「桜づつみ」に関して。桜の植樹が堤防の強度に対してどんな効果を持つか、見解欲しい。
谷田委員	環境-19,20	一本にして報告してほしい
	治水-33	
原田委員	環境研究会(H16.7.15 実施)について紹介をお願いしたい。	庶務注) 関連する個表番号は、環境-22,27,32,41,42,43,47,67

②実施

委員名	項目	コメント等
有馬委員	環境－1 河川環境のモニタリングの実施と評価	3/4 に述べられている「河川水辺の国勢調査」現況把握モニタリングと言うべきもので、4/4 に示されるモニタリングとは内容が同じとは言えない。後者は、生物の消息・生育環境の保全または再生のための対策に対するの評価に関するモニタリングであるべきだ。従って4/4 の「モニタリング方法の整理」も具体的な整備内容に相応しいモニタリング内容が示されねばならない。ex. と示されてはいるものの、例えば植物について言えば、モニタリング計画に植生分布調査・植物相調査・群落組成調査・植生断面調査があれば良いという傾向が多くの場合に見られる。つまり、施工方法を評価するに足るモニタリング計画になっていないのである。 『事後モニタリング』だけでは説明不十分である。
	環境－2 横断方向の河川形状の修復を実施	『取水口移設計画』の内容が分からない。
	環境－3、4 横断方向の河川形状の修復（庭窪地区、牧野地区）	環境－1 の理由で述べたとおり、モニタリングの内容を示すべきである。
	環境－7、9 横断方向の河川形状の修復を実施（上津屋地区、西中島地区）	環境－8 の報告同様に扱うべきである。また、環境－7 の『堤内不占』の意味が分からない。
	環境－49～55 生息・生育環境の保全と再生の実施	城北地区、豊里地区、十三地区、木津川中流部、木津川下流、瀬田川、宇治川それぞれに方策が実施されているのであるから、『モニタリング』の内容を示すべきである。 また、環境－49 の『実験ワンド改良』の内容が分からない。
	環境－68 生物に配慮した護岸工法の採用	具体的に護岸工法を説明すべきである。また3/4 の『整備効果』についても具体性欲しい。
	維持－13 樹木の伐採と管理（維持－13－1も含む）	伐採計画の検討または要伐採箇所抽出が何に基づいて行われるのか説明すべきである。